

仙台市太白区文化センター ミニ・ギャラリー利用規約

1. 利用団体

ミニ・ギャラリーを利用できる団体は次のとおりとする。

- ① 太白区文化センター及び同中央市民センター、同中央児童館を拠点に、創作芸術を主体として活動するサークル団体であること。
- ② ①以外の団体であっても、創作文化の普及・啓蒙に貢献できると認められた団体。

2. 展示場所

展示場所は、太白区文化センター1階ロビーの図書館入口前通路とする。なお、展示方法は、コルクボード貼付けによる展示またはガラスショーケース内での展示の何れか、若しくは併用により行う。

3. 展示期間

展示期間は2週間とし、市民センター休館日を準備日、2週間後の休館日を撤去日とする。ただし、展示品の内容等により、期間の短縮または延長もできることとする。

4. 利用申込

事前に展示希望期間の空き確認を行った上で、展示する1週間前までに所定の申込書を文化センター館長あてに提出すること。

5. 展示品の管理責任等

- ① 展示品の設置および撤去は、当該展示サークル団体の責任において行うこと。
- ② 展示期間中の管理は、当該展示サークル団体の責任において行うこと。なお、常駐監視員等の必要性については、当該展示サークル団体の判断によるものとする。
- ③ 展示期間中に展示品の盗難や破損が発生しても、当該展示サークル団体の自己責任とする。
- ④ 展示期間中において展示品の入替等を行う場合、事前に承認を得た上で、通行の妨げとならないよう注意して作業すること。

6. ギャラリー使用料

無料とする。